

# 町村週報

(町村の購読料は会費  
の中に含まれております)

## 2579号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

伊喜末八幡神社の秋祭り(香川県土庄町)



### 写真キャプション

香川県土庄町の伊喜末八幡神社で、毎年行われる秋祭り。そのクライマックスは、各地区から集まった太鼓台が、土煙を上げて豪快にぶつかり合う土俵舞。法被姿の男衆が「えいしゃしゃげ！」のかけ声とともに太鼓台を担ぎ上げると、境内は熱気に包まれる。迫力満点の力比べが、大勢の参拝客を魅了する。

### もくじ

- 活動
- 政策
- フォーラム
- 情報
- 随想
- 情報
- 報

山本全国町村会長が新型交付税に意見

地方分権推進法案を閣議決定

「ブナの温み」に癒しを求めて

「森林セラピー」体験プログラム参加レポート

町村Navi

都市・農村・漁村交流による村おこし 青森県逢田村長 古川 正隆

(12) (11) (9) (5) (3) (2)

この数年、過疎地域活性化の優良事例の表彰委員を務めてきただいており、そのための視察に今年も二カ所行かせてもらった。都市から遠くにあつて、独自の取組みで活気をつくり出している地域に接することが、何よりも私自身の元気のもととなつていく。

一つは、総務大臣賞に輝いた宮城県大崎市の旧鳴子町である。鳴子温泉はもとも名高い温泉町の一つであるが、こここのころ客足の低調さが否めない中で、鳴子ツーリズム研究会が結

### 話題

#### 頼もしい過疎地域の動き

早稲田大学教授 宮口侗迪

然を組み合わせて、鳴子スタイルと呼ぶスローな日々の価値を世に問おうという取組みは、まさに時代の風である。

旅館の宿泊客や一般の参加者に汗を流した後に温泉に浸かってもらう「田植え湯治」が評判を呼んでい

るのを始め、どぶろくを味わってもらえる農家レストラン、小さな畑を耕す「湯治クラインガルテン」や十アールからの就農などが特区の申請によつて認められた。鬼首(おにこつべ)という名の奥地の集落では小学生が原野にソバや花を植え、「や

まが旬の市」という素朴な直販施設をつくるなど、新しい試みがどんどん派生している。まさに夕テ割の垣根を取っ払った協働が生まれていることが頼もしい。

山口県の周南市(旧鹿野町)の、島根県境に近い大潮地区は過疎連盟会長賞を受けたが、そこではかつてテントの店が台風で吹き飛ばされたのにも屈せず、地元の人の手作業で店を再建し、朝市を続けてきた。その後行政の支援を受けて加工施設を持つ立派な施設ができ、地元産の大

豆を使つた「せせらぎ豆」が評判を呼び、交流部会の活動も始まった。特に自分たちで工夫した「豆乳ババロア」は絶品であった。鳴子に比べると小さい動きではあるが、地域の人たちが支える、かつオリジナルに富んだ活動はすばらしいと思う。

これらの地域はすでに合併して町から市になった。これからは過疎地域の定義も難しくなるであろう。しかしこの国で人がいきいきと暮らすしくみづくりが、合併によつて後退してはならない。ここを克服することが、自治体そして国の使命である

とあらためて思う。

## 地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合

# 山本全国町村会長が新型交付税に意見

菅総務大臣



山本全国町村会長



全国町村会など地方六団体は、10月31日、地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合に出席した。本会からは山本文男会長(福岡県添田町長)が出席した。

菅義偉総務大臣は、冒頭の挨拶で、先般国会に提出した地方分権改革推進法案の早期成立を図り、分権改革の体制をいち早く整備したいと強調。また、地方の魅力を引き出すため、来年度から「頑張る地方応援プログラム」を実施することに加えて、新型交付税の導入、国と地方の税収比1…1の実現、国・地方双方のバランスのとれた歳出削減等に努めたいなどと述べた。さらに、新たな地方財政再生制度については、地方関係者の意見を聞きながら検討を進め、2年以内に成立させたいとの考えを示した。

これに対し、麻生全国知事会長(福岡県知事)が地方六団体を代表してあいさつし、地方分権改革推進法に係る政府の素早い対応に謝意を表明した上

で、今国会での同法案の成立を強く要請した。また、税源移譲を通じた地方財源の充実確保、国と地方の協議の場の制度化、「地方共有税」の創設等、地方六団体が先に示した提言内容の実現を求めた。さらに、12月の予算編成に向けて、地方交付税の総額確保に対する格段の努力を促すとともに、公営企業金融公庫廃止後の新たな組織については、地方の自立的な運営を前提とした上で、その機能を継続するよう要請した。併せて、現在の公営公庫が保有する基金等の財務基盤については、その全額を新たな組織が承継することを求めた。

麻生会長の挨拶の後、山本会長はじめ地方六団体会長は、連名による「公営公庫廃止後の新たな仕組みに係る制度設計骨子案」を菅総務大臣に手渡した。

会合の意見交換の中で、本会の山本会長は新型交付税について「財政規模が小さな町村は、その影響に耐えられるのか、今大きな不安を持っている。」と強い懸念を表明し、新型交付税の導入を図る際に、小規模町村の財政運営に支障を来すことのないよう強く求めた。

これに対し総務省からは、交付税額について今後具体的に試算したうえ、全国でブロックごとの意見交換を実施し、最終的な数字の調整を行っていくなどとする発言があった。

## 政 策

## 地方分権推進法案を閣議決定

## 3年以内に新分権一括法制定へ

政府は10月27日、「地方分権改革推進法案」を閣議決定した。今臨時国会に提出、成立を図る。法案は3年の時限法で、内閣府に7人で構成する「地方分権改革推進委員会」を設置、政府が作成する「地方分権改革推進計画」の具体的な指針などを勧告とした。これを受けて、政府は3年以内に「新分権一括法」を提出する方針を決めた。

地方六団体が求めてきた第2期分権改革はいよいよ来年春にも本格的に動き出す。しかし、法案に盛り込まれた「地方分権改革の基本方針」では、地方自治体への権限移譲や義務付け・関与の整理は講じるとしたが、補助金・交付税・税源配分のあり方については「検討」にとどめた。また、地方六団体が求めた「地方の推薦委員」も明記されておらず、第2期分権改革がどのような方向へ進むか、なお不透明な要素が残る。

法案は、「骨太の方針2006」に盛り込まれた「地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等により、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る」との指摘に向けて、その推進体制等を定める推進法を制定するもの。「基本理念」「国及び地方公共団体の責務等」「地方分権改革の推進に関する基

本方針」「地方分権改革推進計画」「地方分権改革推進委員会」などで構成している。

●7人の委員会が「指針」を勧告

「基本理念」では、「地方分権改革の推進は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本」と、国及び地方公共団体が分担す

べき役割を明確にする。地方公共団体の自主性及び自立性を高める。ことにより、地方公共団体が自らの判断と責任で行政を運営することを促進するとした。

また、「国及び地方公共団体の責務等」として、国は、地方分権改革を集中的かつ一体的に実施するための推進体制を整備し、地方分権改革に関する施策を総合的に策定・実施。地方公共団体は行政運営の改善・充実に係る施策を推進。国及び地方公共団体は、地方分権改革の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化・効率化を推進。国は、地方分権改革の推進に関する施策の推進に当たり、地方公共団体の立場を尊重し密接に連絡するとともに、国民の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずる。などと、地方分権改革の推進に際してのそれぞれの責務を明記した。

次いで、「地方分権改革の推進に関する基本方針」では、地方分権改革を推進するに当たっての国の施策などを明記した。

具体的には、「国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団

体にゆだねることを基本」として、地方公共団体への権限移譲の推進。地方公共団体に対する事務の処理。またはその方法の義務付けの整理・合理化。地方公共団体に対する国または都道府県の関与の整理・合理化。などの措置を講ずるとした。

一方、財政上の措置では、「国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、地方公共団体に対する負担金・補助金等の支出金、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置のあり方について検討を行う」とするなど、「税源移譲」の用語を避けたほか「検討」ととどめた。

このほか、地方公共団体の行政体制の整備等として、「地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図る」とした。

その上で、法案は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府は、講ずべき必要な法制上または財政上の措置その他の措置を定めた「地方分権改革推進計画」を作成し、閣議決定するとともに国会に報告・公表することを明記した。

さらに、内閣府に「地方分権改革推進委員会」を設置、政府が作成する「地方分権改革推進計画」のため

の具体的な指針を勧告するとした。同委員会の委員7人は両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。なお、同法は3年間の時限法とし、公布の日から6月以内に施行するとした。

### ●六団体 法骨子案」と相違点も

同地方分権改革推進法案は、竹中平蔵前総務相の「地方分権一括法の早期提出」の意向や地方六団体が今年6月に内閣と国会に対して「地方分権の推進に関する意見書」を提出するなどの動きを反映して、政府が7月に閣議決定した「骨太の方針2006」に、地方分権に向けて、関係法令の一括した見直し等」が盛り込まれた。

これを受けて、地方六団体は9月には「地方分権改革推進法（骨子案）」をまとめ、政府に法案の早期作成を要請した。これらの一連の動きによって新分権法案は今臨時国会での提出にこぎつけた。

この新分権法案は、基本的には第1次分権改革を実現させた「地方分権推進法」の骨組みを踏襲した。

また、新分権法案をめぐる動きも

旧分権法と同様の経過をたどった。1994年に地方六団体が「地方分権の推進に関する意見書」を内閣と国会の意見具申。これを受けて政府は翌95年、地方分権推進法（5年間の時限法）を制定した。その後、政府が地方分権推進委員会を設置、同委員会の5次にわたる勧告などを経て、それが機関連任事務制度の廃止などを内容とする地方分権推進一括法に結びついた。

まさに、新分権法案も旧分権法と同様に地方六団体の働きかけを受けて形となった。とはいえ、地方六団体の「地方分権改革推進法案」「骨子案」が盛り込んだ、「地方公共団体の役割分担の見直し」は新法案でも「講ずる」と明記されたものの、「地方税財源の充実強化」は「検討」にとどめたほか、「税源移譲」の用語も「税源配分」とされるなど、「後退」した。さらに、骨子案が求めた「地方共有税」や内政政策への地方の意見を反映させるための「地方行財政会議」の創設、「委員には地方六団体が共

同推薦した者3人を含む」などは盛り込まれなかった。

このほか、素案の段階では「都道府県の区域を超える広域の地方公共団体のあり方その他の地方制度のあり方について検討する」と、いわゆる道州制も検討課題に挙げていたが、法案段階で削除された。今後、佐田玄一郎規制改革担当相が設置準備を進めている組織での検討に委ねる。ただ、地方制度調査会では、地方分権推進の観点から「道州制」のあり方を検討していたが、行革担当相の下で創設される検討組織では「行革」の観点から検討する傾向が強まるものとみられる。

### ●今後の分権改革の行方は？

安倍内閣発足で構成も様変わりした経済財政諮問会議が10月24日、「地方の改革」をテーマに集中審議した。会合では、菅義偉総務相が「分権の推進体制の整備等を内容とする『地方分権改革推進法案』の臨時国会での成立を目指す」と強調するとともに、強力なリーダーシップのもと、内閣が一体となって3年間で「地方分権一括法」を制定する」との方針を明らかにした。御手洗富士夫日本

べきだ」と提案した。

これを受けて、諮問会議長の安倍晋三首相は「地方分権は地方行革にもつながるし、活性化にもつながる。まず分権改革推進法案を速やかに成立させ、強力な推進体制のもとで実効ある地方分権改革推進計画を作成してほしい。そして、本格的な地方分権を進めるため新分権一括法を3年以内に提出したい。道州制にとっても重要なことだ」と述べた。

政府の「分権改革」に向けた熱意がうかがえる。しかし、菅総務相は、併せて新型交付税の拡大など交付税改革や新たな再生（破たん）制度の整備の方針を明言。民間議員も、新型交付税の3年以内での3分の1（約5兆円）への拡大や3年以内での国と地方の税収比5対5（約5兆円の税源移譲）の実現などを提言した。結局、安倍内閣の経済財政諮問会議でも、改めて「竹中改革」の加速方針が公式決定されたといえる。

新分権推進法案が成立すれば、来年春には地方分権改革推進委員会が発足し、第2期分権改革が動き出す。しかし、「竹中改革」の下の分権改革」となるなど第1次分権改革の当時と環境は大きく変わっている。委員会の構成によつては、第2期分権改革がどのような方向に進むか、なお流動的だ。今後、地方六団体は第2期分権改革に向けた「監視」と「一致団結」が求められそうだ。

### 全国町村会事務総長人事

就任

11月1日付

山中 昭栄

（前防衛施設庁長官）

退任

10月31日付

谷合 靖夫

『新分権一括法』を3年以内に提出す

（自治日報記者 井田正夫）

フォーラム

美しいブナの原生林に囲まれた  
温身平



森林セラピー体験プログラム  
参加レポート(山形県小国町)

「ブナの温み」に癒しを求めて  
白い森の国おぐにの原生林を歩く



9月29日から10月1日の3日間、山形県小国町において、全国初の森林セラピー実践パイロットプロジェクトが開催された。

森林セラピーとは、森の癒し効果を科学的に実証して健康増進に役立てる取り組みのことである。今年4月に小国町をはじめ全国で6つの地域が、癒し効果のある「森林セラピー基地」として認定された。現在各地域では一般向けのオープンを来年4月に控え、森林の整備からソフトの作成まで準備に余念がない。

労働者全体の約6割が自分の仕事や生活に関して強いストレスを感じ、小学生までもがストレスを抱える現代において、森林の持つリラクゼーション機能に注目が集まっている。森林セラピー基地とはどんな場所であり、提供されるプログラムはどのようなものなのか。小国町にとっても今後の展開の試金石となった今回のイベントについて報告したい。(全国町村会 広報部)

## ◆はじめに「小国町の紹介」

森林セラピー基地「白い森の国おぐに・ブナの森温身平」を有する山形県小国町は、新潟県との県境に位置する、人口9,742人(平成17年度国勢調査)の町である。東京23区が収まるという、山形県内で二番目の広大な面積(737・55平方キロメートル)を覆うのは、ブナを中心とした広葉樹林だ。実に町土の95パーセントを山林が占め、平地は4パーセントにすぎない。磐梯朝日国立公園区域にある温身平は、町中心部から30キロほど離れた、美しい原生林に囲まれた渓流沿いの地区である。「森林に関しては、どこにも負



アロマテラピーのリラックス効果を試す

けません。(基地に認定されたのは)なるべくして、なったのです。「小国町役場職員の自信に溢れた言葉である。町では、森林セラピー基地を申請する前から、「白い森の国おぐに」として、「ブナ文化交流圏構想」をかかげ、「自然との共生・調和」の先進地であるドイツを視察し、その地域開発の手法を学ぶなどして、環境共生型の理想郷づくりを進めてきた。「白い森構想」とは、町を象徴する二つの素材である「ブナ」と「雪」から共通してイメージできる「白」をもとに、全町が「白い森公園」であると認識し事業展開を図っていくものである。この構想の根底には、「人間と森林の共存のあり

食事には地元の食材がふんだんに使われている



方を確立し、新しいブナ文化を創造していく」という理念がある。

朝日・飯豊連峰の雄大な山々に囲まれた小国町では、夏は全国平均を上回る降雨に、冬には2〜5メートルの降雪に見舞われる。町の人々は厳しい自然環境の下、自然と折り合いをつけて生活する術を身につけてきた。それは雪やブナの森を町の優れた資源とみなし、まちづくりに活用していこうとする姿勢にも生きている。

## ◆「アロマテラピー」でリラックス

東京から会場となる小国町まで新幹線とバスの、およそ3時間半の道程であった。会場に着くなら、仄かな香り漂うおしほりが配

られ、乗り物で疲れた体を癒してくれる。昼食の後、健康診断を受け臨床心理士とのカウンセリングを行い、引き続きアロマテラピーについての講座を聞いた。アロマテラピーとは、植物から抽出された精油を使い心や体を穏やかに癒して、健康増進や美容に生かす自然療法のことである。ストレス軽減やリラククスなどの心理効果が期待できるそう。基地を歩く時の香りに是非注意してみたいとのアドバイスを受け講義を終えた。

その後会場を宿泊先となる飯豊梅花皮荘に移して現役のマタギのお話を伺う。松明の下で訥々と自身の体験を語るマタギの姿に、一同敬意を表しながら会場をあとにした。初日の最後のイベントは、ブッフエスタイルの夕食であった。

滞在中いただいた食事は、地元郷土料理からセラピーオリジナルのレシピまで、どれも滋味あふれ、食事のたびに感嘆の声があがっていた。

昨年7月に食育基本法が施行され、先人から受け継がれてきた各地域固有の「食」のあり方を再評価しようという動きが盛んである。山に囲まれた小国の冬は、雪で周囲と断絶されるといふ。町の人々は豊かな生活を送る為に様々な工夫を重ねてきたのだらう。先

## フォーラム



セラピーロードを歩く参加者たち



人の知恵の結晶である料理を存分に食べ、翌日の森林ウォーキングにそなえた。

## ◆森林の「癒し効果」を実感

二日目の朝は、ストレッツ運動で始まった。専門の先生の指導の下、周りの人とコミュニケーションをとりながら心身の緊張をほくしていく。その後朝食をとり、宿から車で10分ほどの場所に広がる森林セラピー基地「温身平」へと移動した。森の植生や歩く事でどんな効果を期待できるのか説明を受け、いくつかのグループに分か

れて出発した。

歩きはじめると、一言で形容できない心地よい香りが漂っていることに気付いた。「これはブナの香りですか。」「うん、ブナだけじゃなくて、他の植物や雨や土の匂い、森にある全ての香りが混ざっているんじゃないかな。」と、森林インストラクターは言う。

小国の森に多く含まれる香りの物質はアルファピネンと呼ばれる。科学的に調査出来るものらしい。しかし、何百種類もの精油を絶妙な配分で混ぜても森の中で感じたような重奏的な香りは再現できないという。どんな香りが知りたければ、実際にこの森に足を運び体験するしかない。そして、歩くことで得られる「癒し」とはどのようなものであるのか、是非自分の体で確かめてほしい。

## ◆ブナの原生林で、自分の木を探す

三日目は、最終日の締め括りとして森林学を学んだ。初日に訪れた「健康の森」の側に広がる杉林に会場を移し、森林学の専門家とともに、植生の異なる3種類の森林を歩く。

「見通しがよい、こうした森を歩くと不安感が少なくなるのです。」「スギの森を歩きながら、皆納得したように頷く。この森は、一

## フォーラム

般にはあまり馴染みのない「保健保安林」に指定されているという。保健保安林とは、生活環境保全機能や保健休養機能が高いとして指定された森林のことである。

一口に森林というが日本には様々な個性を持った森林が存在する。人との関わりという観点から区別するならば、人の手が入っていない原生林や、伐採などの人間活動の結果できた二次林、木材生産の為に人工林といった具合である。昨日歩いた小国のブナの森は、日本でも数少ない原生林の一つだ。

講義の最後に、天然のブナが植生している場所へ行き、「自分の木」を探した。目当ての木を見つけると、下草を掻き分けながら、急な斜面を登ってゆく人の姿も見られた。自分の選んだ木の前で目



目の前に開ける玉川渓流の景色

を閉じて、耳をすませる。公園では人の声も、車の音も聞こえない。周囲はただ静寂に包まれていた。「ヨーロッパではブナは『森の母』と呼ばれ、周りの環境を豊かにする木として知られています。』時の流れが育んだゆとりと潤いの森で、「ブナの温み」を実感できた今回の体験プログラムであった。

### ◆「森林セラピー事業」の今後に期待

日本では森林は増加傾向にあるものの、国産木材価格の低迷、林業就労者の高齢化や減少により適切な管理が行われず、本来森林が持つ力を生かしきれていない。

他方で、人々が森林に期待する役割は変わりつつある。従来の木材生産としての機能だけではなく、環境保全や保健・レクリエー

ションなど多面的に機能させることが求められているのだ。国としても、国民のニーズの変化に対応するため、2001年に森林・林業基本法を制定し、その多面的機能を持続的に発揮させようと、森林整備・保全を図る政策に転換している。

このような流れの中で、現在、森林セラピーの事業が注目されている。人々が求める森林の多面的機能を発揮させるためには、森林の整備が欠かせない。一方で森林セラピー事業を行うことは、地域の森の再評価や整備に直結する。人が歩けるようにするためには、

枝打ちや間伐などが必要であり、植生の図やロードマップを作成するには、森の知識は欠かせない。地域の行政だけでなく、住民もまた森林ボランティアなどを通じて、身近な森林に触れる機会が増えることは重要であると思われる。

今回訪れた小国町の役場職員の話で強い印象を受けたのが外部からの視点を取り入れたことの意義についてであった。食事メニューを検討する過程で自分たちが当たり前と思っていた物や考え方が、東京から来た管理栄養士の先生方など、外部の人の目には非常に魅力的なものとして映ったという。実際、地域の中からと外からの双方の目を通じてつくられた食事

は、参加者の間でかなり評判が高かった。

このように、これまで接点のなかった地域(地方)と外部(都市)が出会い、よりよいものを生み出す場として森林セラピー事業は有効なのではないだろうか。そしてこのことは、住民が自分たちの地域の自然や文化に誇りを持つことにもつながっていく。

地域固有の文化を育んできた森を一つのブランドにするためには、内外の合意形成が必要となるが、小国町の人々は誰もが皆、納得してこの事業に携わっているように思われた。最近話題の「癒し」や「健康ブーム」にもあやかりながら、森林セラピーが一時の流行りではなく、今後、私たちの生活に根付いていくことを期待したい。

森林セラピー実行委員会(事務局)・(社)国土緑化推進機構(内)では第3期(平成19年度)「森林セラピー基地」「森林セラピーロード」の候補地を募集しています。募集期限は平成19年1月31日(必着)です。その他詳細は、左記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先:(社)国土緑化推進機構(木保・築瀬)  
TEL:03 3262 8437  
HP: <http://forest-therapy.jp>  
E-MAIL: [therapy@green.or.jp](mailto:therapy@green.or.jp)

情 報

# 町村Navi

## 木曾町と高原町が新たに参加

日本で最も美しい村連合

北海道美瑛町など7町村等で構成するNPO法人「日本で最も美しい村連合」(会長・浜田哲美瑛町長)は10月4日、熊本県南小国町で定期総会を開き、木曾町(長野県)と高原町(宮崎県)の同連合の加入を決めた。

同連合は、過疎の町村が豊かな地域資源を活用して地域の活性化などを図るために05年10月に設立。現在、9町村と214企業・個人が会員となっている。参加条件は、人口1万人以下、人口密度1平方キロ当たり50人以下の自治体で、地域資源が2つ以上あることなど。

同連合は現在、ロゴマーク(イラスト)を使ったビジネス展開をしており、第1弾として美瑛町の合同会社の商品にロゴが使われている。



## 森林整備事業を展開

岩手県葛巻町

新エネルギー導入など環境対策に積極的に取り組む町は、町の約9割を占める森林の活用、保全を目的に、くずまき高原環境の森整備事業を展開している。

同事業の一つの柱が「企業の森」整備。企業側が社員や顧客の環境学習や憩いの場を提供するもので、町と町森林組合は5

月に町内の民有林を取得した首都圏2企業と森林保全管理協定を締結した。手入れの行き届かない山林を企業の力を借りて整備し環境への理解を深めてもらうのが狙いで、住民との交流等を通じた地域活性化に期待している。

このほか、全国から寄付金を募り、間伐材搬出への助成などを行う「ふるさと森づくり事業」や、木質ペレットの利用などにも取り組んでいる。

## 観光協会事務局長を公募

群馬県片品村

村は、村の観光振興を図るため観光協会の事務局長を公募している。

これまで観光協会事務局長は村職員が出向していたが、低迷する観光業を立て直すために、「民間の力を借りて村の活性化を図りたい」(村総務課)狙いがある。

応募条件は、45歳以上で観光・旅行業等の経験者。契約期間は来年4月から原則3年だが、勤務状況により延長・短縮がある。社会保険制度のほか、村有施設を住居として利用できる。

村ホームページや新聞に募集広告を掲載しており、総務課によると、10月25日現在で村出身者等の応募や問合せが7件あったという。

## 企業立地促進条例を制定

千葉県本埜村

村は、産業振興や雇用創出を図るため「企業立地促進条例」を制定した。村内の市街化区域に、工場や研究所等を新設する

事業者に、固定資産税相当額の奨励金等を交付する。

同条例は、対象地域の土地を確保した後に、3年以内に操業開始。投下固定資産額が1億円以上、10人以上の常用雇用者を確保等の条件を満たした事業者に固定資産税相当額の「企業立地奨励金」を交付。さらに、操業開始から12月後までに村民を10人以上雇用すれば「雇用促進奨励金」として村民1人当たり10万円(障害者は20万円)が1,000万円を上限に交付される。

## 定住促進へ男女の出会いの場を提供

石川県能登町

町は、单身男女の出会いの場を提供するイベント「こいこい能登」を11月12日に開催する。町では、町内に单身男性が多いことから、「イベントを通して結婚してもらい、少子高齢化の解消や町への定住促進を図りたい」(生涯学習課)と期待している。

対象は町在住の男性と県内在住の女性20〜40代で、「出会いを求めている人」。各15名程度を予定している。参加費は男性が3,000円だが、女性は無料。イベントでは、ゲームやトークタイムなどが行われ、成立したカップルには「能登牛フルコースお食事券」が贈呈される。

## 「名探偵コナン」作者の記念館を開設へ

鳥取県北栄町

町は、町出身で人気漫画「名探偵コナン」(小学館)の作者、

青山剛昌氏の記念館「青山剛昌ふるさと館」を来年3月末にオープンさせる。総事業費は約2億円で、県の補助や市場公募債を発行して財源に充てる。

これまで町は、主人公・江戸川コナンの銅像を並べた「コナンロード」等を整備しており、国内のみならず海外からも観光客が訪れている。

町では、記念館を今後展開する「コナンの里づくり」の核と位置付けており、年間15、6万人の集客を見込んでいる。

記念館では、青山氏の全作品を展示するほか、コナンが使用する「蝶ネクタイ型変声機」等のアイテムが体験できるコーナーも設ける。

## ワーキングホリデーが定着

宮崎県西米良村

村が1998年に全国に先駆けて始めた「ワーキングホリデー制度」が人気だ。

同制度は、農家の繁忙期に田舎生活を望む都市住民を農作業の人材として確保。都市住民は農作業から得た賃金で村に滞在し、余暇を楽しむもの。制度開始以来、全国から毎年平均50人ほどが訪れており、テレビ等の取材や他自治体の視察なども多い。

村によると、現在の受け入れ農家は8軒あるが、30〜40人の定員に対して3倍以上の応募があるという。ただ、村では「一人一人深い交流がある。身の丈にあった村なりの姿で受け入れたい」と無理に受け入れ先を増やすことはしないという。

情 報

「公会計制度改革フォーラム」を開催

参加者募集

「経緯」

行政と民間との協働や地方分権改革を推進するうえで、地方自治体は、住民に対する説明責任を一層果たすとともに、行政運営に当たり「経営」の視点を確立することが不可欠となっています。東京都は、平成18年4月に官庁会計に複式簿記・発主主義会計の考え方を加えた新たな公会計制度を導入いたしました。これにより、多様な財務諸表を迅速かつ正確に作成することが可能となりました。総務省も、現在、新地方公会計制度実務研究会において検討を

行っております。

今後の自治体経営のあり方を考えること、全国の自治体において、複式簿記・発主主義会計を導入するという公会計制度改革を実現することが必要であると考えております。これにより、財務諸表の自治体間や類似事業間での比較・分析が充実し、経営改善に一層活かすことが可能となります。

そこで、システム展示も含めた東京都の新公会計制度のご紹介とともに、公会計制度改革についてのパネルディスカッションを行うことで、全国の自治体を支援するため、12月

新刊紹介

「日本の災害危機管理」

武田 文男著

ぎょうせい刊・5700円

災害多発国である我が国において、災害に対する危機管理は自治体にとって極めて重大な責務である。

本書は、総務省消防庁総務課長、福岡県副知事、内閣府大臣官房審議官(防災担当)などを歴任し、国・地方を通じて防災行政のエキスパートである著者が、日本の災害対策・危機管理の最新情報を集大成したものである。

地震、津波、火山噴火、風水害、豪雪など相次ぐ災害を踏まえて進化を続ける防災施策の動向や、要

援護者の避難支援、事業継続計画(BCP)など新たな防災システムについてもわかりやすく紹介されている。

また、関係各機関が行う被災者支援の各種制度についても、一覧できるように整理されており、地域の安全・安心を守る自治体の首長、危機管理責任者、地域社会のリーダーにぜひ奨めたい一冊である。

お問い合わせ先) ぎょうせい TEL: 03・5349・6666

15日に「公会計制度改革フォーラム」を開催することを企画しました。地方自治体職員の方々のご参加をいただきたいと考えておりますので、よろしく願います。

「概要」

- 1、日程 平成18年12月15日(金) 11時
2、場所 東京都庁第一本庁舎5階
3、対象者 行政・地方自治体職員
4、参加 無料、事前申込制
5、主催 東京都
6、後援 総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会
7、プログラム

説明:「東京都の新公会計制度による財務諸表の分析について」講演:「これからの自治体経営について」
パネルディスカッション:「自治体の財務諸表についての分析・活用のあり方」
システム展示(財務会計、公有財産、道路管理 など)
「お問合せ先」

東京都出納長室会計企画課 「公会計制度改革フォーラム」事務局 〒163・8001
東京都新宿区西新宿2・8・1 都庁第一本庁舎12階北側
TEL: 03・5320・5963
FAX: 03・5388・1626

お客さまとご家族の将来に備えて
資産のボタンタッチ
を考えてみませんか?
皆さまの思いを具体的な「かたち」にするためのお手伝いをいたします。
あなたの意思を形にします 相続に関する手続きに不慣れな方へ
遺言信託 [遺心伝心] 遺産整理 [わかち愛]
\*「遺言信託」「遺産整理」には所定の手数料、報酬がかかります。
\*税法の詳細につきましては、所轄税務署・税理士までご相談ください。
三菱UFJ信託銀行
0120-349-250

あなたの思いをカタチにします。
グッドセレクト ユアパートナー
スーパー定期 グローバルセレクト
季節のたより 外貨革命
●資料のご請求は下記までお問い合わせください。
インフォメーションデスク
0120-897-117
信託世代の、住友信託銀行

## 随 想

## 随 想

都市・農村・漁村交流による  
村おこし青森県蓬田村長  
古川 正隆

4年後に、東北新幹線が新青森駅に入って来ます。

蓬田村は、新青森駅まで車で20分の距離にあり、新幹線開業を待ち望んでいます。それは、我が村に限らず、津軽半島一帯の市町村が大都市圏からの人口の流入や観光客の大幅増を期待しているところです。

本村は、陸奥湾に面した漁業と農業の村です。暮盤の目に整備された五月の水田は、空の色と山々を写して、心いやされる風景です。早朝の漁港には、ホタテ貝出荷の漁船が賑やかに行き交います。また、桃太郎トマトの産地としても知られています。

しかしながら、近年の産業構造の変化に伴い、地域活力の低下が指摘され、新幹線効果を最大限に活かすためにも、人々を引きつけ

る個性的な地域づくりが求められています。

観光に関連する産業の裾野は広くその波及効果は大きいことから、観光関係者だけでなく、地域のさまざまな分野から参入していくことも必要です。地域の人・物・施設等を総動員した地域づくりを目指して行かなければなりません。

「人々が住んでみたい村、観光客がふるさとのように訪れたい村」を目指す一方で、地域で生活する住民の生活満足度の向上や住環境に配慮した、持続的に発展できる観光地づくりが望まれているところです。

こつした中でも特に注目されているのが、都市・農村・漁村交流による観光事業があります。都市・農村・漁村交流事業は「地域特産物の販路拡大」観光客の増加

による消費への期待」「雇用創出」などの経済的効果とともに、「地元農村部の認知度の向上」「地域リーダーへの研修の場の提供」「文化、情報の交流」との社会的効果が大きいと期待されているのです。

様々な効果が期待される都市・農村・漁村交流ですが、地域によつては効果が上がらないケースも散見されています。その要因としては色々なことが考えられていますが、期待通りの効果を生み出すために、明確な「地域経営戦略」の有無がポイントだと思えます。地域の各界、各層の意見を加え、残された最後のフロンティアである農村地域をどのようにしたいのか、どういった絵を描きたいのかの「戦略」「マスタープラン」がまず必要となるでしょう。計画そのものが地域に合った、農村・漁村で消化できるものとならなければなりません。都市・農村・漁村交流事業は、あくまでも農業・漁業を基幹産業とする地域経済を補完するものであるという認識を忘れてはならないのであります。

一方、具体的なターゲット層を想定し、それらを意識してのハード、ソフトの整備をする必要があります。

特に、教育における週5日制の導入から、児童、生徒の余暇活動

の時間が広がりつつありますが、農業・漁業体験等を通じ、農村・漁村部がその受け皿として果たすべき役割は大きいものがあると思われれます。児童、生徒の課外活動、情操教育の場として大きな可能性を農村・漁村は秘めているのであります。また、対象を高校生、大学生に広げる事は、農業・漁業に対する理解の向上や後継者問題への寄与等から大変有意義な事ではないでしょうか。

現代社会における都市部の勤労者やファミリーは様々なストレスにさらされています。このような人々のリフレッシュの場として、更には高齢者の憩いの場としても都市・農村・漁村交流事業は機能する可能性があるでしょう。ただし傾向としてこつした層は、域内消費にあまり寄与しないという課題が指摘されています。何らかの形で、消費促進に協力してもらえようという取り組みが必要です。

情報化社会の進展に伴う国際化の波は、農業・漁業にも影響しており、農家・漁家の生活は大変です。米や野菜に頼ってきた農家は、ただ栽培し出荷するだけでは生活が成り立ちません。

新しい発想で様々な視点・情報から新しい産業をみつけだすことが今後重要と考えております。

# 政策リーダー

# 政策リーダー

## 平成17年度介護給付費実態調査まとまる 厚生労働省

厚生労働省は、このほど平成17年度介護給付費実態調査をまとめた。同調査によると、1年間に1度も介護サービスを受給した人は、43万9千844人で、前年度より26万2千百人(6.3%増)増加し、過去最高を更新した。

訪問介護・通所介護・福祉用具貸与など居宅サービスの受給者が35万1千377人(前年度比6.8%増)、特別養護老人ホームなどの施設サービスの受給者は、11万1千3百人(前年度比4.3%増)だった。また、1年間続けて介護サービスを受給した人は23万9千9百人だった。

今年3月に介護サービスを受給した人の1人当たり費用は月額14万5千3百円で、前年同期に比べ1万5千円の減となった。これは平成17年10月実施の介護保険制度改正により居住費及び食費が保険給付の対象外となったこと及び介護報酬改定が行われたことによる。

1人当たり費用の都道府県別の最高は、富山県(16万5千5百円)、次いで高知県(16万4千9百円)、以下、石川県(16万3千4百円)、沖縄県(15万8千5百円)、新潟県(15万8千円)の順となっている。一方、最低は、大分県(13万2千2百円)で、以下、奈良県(13万4千7百円)、岩手県(13万5千6百円)、福島県(13万7千5百円)、和歌山県(13万7千8百円)となっている。

## 「地方分権改革推進」全国大会開催 地方六団体

地方六団体(地方自治確立対策協議会)及び地方分権推進連盟が主催する「地方分権改革推進」全国大会。地方自治の確立と地方交付税の総額確保が11月27日(月)、東京都千代田区永田町の憲政記念館にて開催される。

大会は、安倍新政権が地方分権の推進を重点政策課題の一つにあげていることを踏まえ、国は、平成19年度以降も真の地方分権改革を推進するために、「地方分権改革推進法」の早期制定、税源移譲を含めた税源配分の見直し等に早急に取り組むとともに、地域住民の生活を守る地方交付税の総額を確保すること、を内閣及び国会議員等関係要路に強力に訴えることを目的に開催される。

大会では、都道府県知事、都道府県議会議長、市町村長、市町村議会議長等、地方公共団体関係者約500人が一堂に会する。

また、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、行政改革担当大臣、地方分権推進連盟顧問代表(自民党・公明党)に挨拶を願う。このほか、衆参両院の全議員に臨席を呼びかけている。

大会では、地方六団体の総意として、地方分権改革推進に関する決議を行うことを予定しており、大会終了後には、各都道府県の代表者により決議の実現を期するため、政府・国会等の関係要路に対し実行運動を行うこととしている。

## 木材産業・木材市場に関し検討委員会設置 林野庁

林野庁は、9月に閣議決定された新たな「森林・林業基本計画」を受け、基本計画に示された施策の推進に向けて、木材関連業者をはじめ、都道府県等が具体的に取り組むべき課題を明確化するため、有識者等で構成する「木材産業の体制整備及び木材市場の形成・拡大に向けた基本方針検討委員会」を設置した。

木材産業の体制整備の基本方針を検討する際の主要論点は、国産材のシェア拡大、効率的な製材・加工体制の整備、流通改革の3点。

具体的には、では利用可能な森林資源の充実を踏まえた構造材のKD化(人工乾燥)や集成化の推進策、造作材等の新商品開発、では原木調達から加工・販売までの単独大規模型、複数の工場による水平連携型、川上から川下までの垂直連携型の類型ごとの振興方策、では素材生産事業体、原木市場、製材工場の機能を再構築した新しいビジネスモデルを検討する。

また、木材市場の形成・拡大に向けた基本方針については、木材の需要拡大のためには新たな市場の形成と拡大が必要であることから、企業や生活者等のターゲットに応じた戦略的な普及、海外市場の積極的な拡大、木質バイオマスの総合的利用の推進等の方策について検討する。

検討委員会では、今後検討を進め、年末を目処に「基本方針」の案を取りまとめることとしている。